

県議会議員の皆様

浜岡原発県民投票を実現させて下さい!

署名者の共通の願いは
浜岡原発の再稼働の是非について
私たちも意思を表明したい!



市民としてできる
ことは発議までです

実施可能な条例に磨いていただくことこそ議員の使命ではないでしょうか!!

*条例の制定改廃請求権に関する地方自治法12条、同74条の解釈

そもそも地方自治法（以下「法」という）の定める条例の制定の請求権（法12条）は、直接民主政治の理念に基づき、住民に直接発案を行わせようとする制度である。しかし、法は、条例の請求において、住民に認めるのは発案に止め、普通地方公共団体の議会の議決によって決することとされている。

このような制度設計に鑑み、請求に付される条例案は、形式が一応整備されていれば足り、規定のうえの立法技術上の多少の不備は問わないというべき、とされています。そして、「議会において審議し修正することも可能である以上、立法技術上も完全な条例案を要求しているものとは考えられない」とされています。以上の見解は、地方自治法における通説であり、各文献においても特に争いはありません。（弁護士法人ライトハウス法律事務所 代表弁護士 青山 雅幸）



<http://kenmintohyo.com> ✉info@kenmintohyo.com

本部 静岡市葵区昭和町 10-4-201 TEL054-255-3855 Fax054-255-3886